

# 日の出自治会会則

## 第1章 総 則

### 第1条 名 称

- 1、本会は昭島市日の出自治会（以下「本会」という。）と称す。

### 第2条 事 務 所

- 1、本会の事務所は会長宅に置く。

## 第2章 会 員

### 第3条 会 員

- 1、本会は昭島市武蔵野二丁目及び三丁目の内、別途自治会を設立した団体を除く地域に居住する世帯等で本会の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。
- 2、本会は、世帯等の代表者をもって会員とする。なお、会員世帯の構成員は、本会の活動に参加することができる。
- 3、会員は、一般会員、賛助会員、法人会員とする。

## 第3章 目 的

### 第4条 目 的

- 1、本会は会員相互の親睦を図り、円満且つ明るく住みよい町づくりと併せて交通安全、防犯、防災、青少年の健全育成及び高齢者の生き甲斐等の活動に寄与する事を目的とする。

## 第4章 役 員

### 第5条 役 員

- 1、本会には次の役員を置く。

- ① 本部役員

会長1名、副会長若干名、会計1名、会計監査2名、書記1名、広報若干名、安協部長1名、防犯部長1名、防災部長1名、文化部長1名、体育部長1名、子供会世話人代表1名、シルバークラブ会長1名、地区委員会代表1名、その他必要と認める役員。

- ② 班長

班長は、各班1名以上とする。

- ③ その他必要と認める役員は、総会又は定例役員会で定めることができる。

### 第6条 任 期

- 1、役員任期は次の通りとする。

- ① 本会の役員任期は2カ年とし、その任期は4月1日より翌々年の3月31日迄とし再任は妨げない。但し、実質的な活動期間は、引き継ぎ等を考慮し、総会から総会迄とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、選出団体の実情等を勘案し、任期の変更をすることができる。

- ③ 補欠で就任した役員は残余期間とする。

## 第5章 役員を選出

第7条 役員を選出は次の方法とする。

- 1、会長は選出年度末までに会員及びその他の部会の推薦又は立候補者のなかより総会において選出する。
- 2、副会長、会計、会計監査、書記、広報、安協部長、防犯部長、防災部長、文化部長、体育部長、子ども会世話人代表、シルバークラブ会長、地区委員会代表、班長は会長が推薦し総会で承認を得る。

## 第6章 役員の任務

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し活動を司会する。会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3、会計は本会の会計事務一切を担当する。
- 4、会計監査は年1回3月に本会会計業務を監査する。但し、必要と認めた場合は随時これを行う。
- 5、書記は第9条に定める会議の内容を記録する。
- 6、広報は自治会情報の報道および自治会活動の啓発を推進する。
- 7、安協部長は交通安全活動を推進する。
- 8、防犯部長は防犯活動を推進する。
- 9、防災部長は防災活動を推進する。
- 10、文化部長は会員相互の親睦を図るため、文化活動を推進する。
- 11、体育部長は会員相互の親睦を図るため、体育活動を推進する。
- 12、子供会世話人代表は子供会活動を推進する。
- 13、シルバークラブ会長は高齢者相互及び一般会員との親睦を図るため、各種活動を推進する。
- 14、地区委員会代表は、青少年の健全育成のための活動を推進する。
- 15、その他必要と認める役員は、必要な活動を推進する。
- 16、班長は本会与班内の連絡を掌理し、本会構成上の必要な業務活動を推進する。

## 第7章 会 議

第9条 会 議

1、本会は次の会議を行い会長はこれを招集する。

- ① 定期総会
  - ・ 事業報告 ・ 会計報告 ・ 会長選出 ・ 新役員発表
  - ・ 新事業活動 ・ 会計予算等の案文 ・ その他必要なる事項
- ② 臨時総会  
会務として会長が必要と認めた時
- ③ 定例役員会（「常会」と称する。）
  - ・ 第5条に定める役員により構成し、総会に準じる議決機関とする。
  - ・ 原則として、月1回開催する。
- ④ 本部役員会  
第5条に定める本部役員で構成し、会長が必要と認めた時
- ⑤ その他本会運営上必要と認める会議

2、会議の成立

- ① 定期総会及び臨時総会の会議の成立は、会員又はその代理人（配偶者等）の半数以上の出席を以って認める。なお、委任状は出席数に認める。
- ② 他の会議の成立も構成員の半数以上の出席を以って認める。

第10条 裁 決

- 1、総ての会議に於ける議決は出席人員の過半数で決し、賛否同数なる時は議長又は会長がこれを裁決する。
- 2、委任状の議決権参加は認めず。

## 第8章 会 計

### 第11条 収 入

1、本会の収入は会費及び寄付並びにその他の収入をもってこれにあてる。

### 第12条 支 出

1、本会の収入金の支出は会長の承認を得て会計はこれを支出する。

### 第13条 充当・運用

1、予備費の充当、予算項目間の運用は、会長において行うことができる。なお、充当及び運用を行った場合は、直近の定例役員会に報告する。

### 第14条 承 認

1、本会の会計は金銭出納等により収支状況を明確にし且つ必要書類を保存し会計監査並びに総会に報告し承認を得なければならない。

### 第15条 会計年度

1、本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌3月31日迄とする。

### 第16条 会 費

- 1、本会の会費及び納入方法は次の通りとし各班毎に班長が集金し会計に納入する
- 2、一般会員、賛助会員、法人会員の会費は新年度総会において決定する。
- 3、一般会員の会費は、会員世帯を納入単位とする。
- 4、賛助会員の会費は、1口を納入単位とする。
- 5、法人会員の会費は、1口を納入単位とする。
- 6、納入方法は原則として年額一括納入とする。但し、会員の事情により分割納入を認めるものとする。
- 7、生活保護法の適用を受けている会員の会費は免除することができる。
- 8、中途加入会員の会費は、年額を12ヵ月で割った1ヵ月の会費に、加入残月数を掛けて算出する。

### 第17条 特別会計

- 1、会長は、総会の承認を得て特別会計を設置することができる。
- 2、特別会計は、別途会計規則を設置し処理する。

## 第9章 弔慰見舞金

### 第18条 弔 慰

- 1、会員及びその同居の家族の中より死亡者があつた時は次の通り弔慰金を見舞う。
- ・会員及び配偶者死亡の場合 1万円
  - ・その他家族死亡の場合 5千円

## 第10章 附 則

### 第19条 表 彰

1、会長は会員及び会員世帯の構成員において社会的善行及び本会に対する功績著しい場合、総会又は定例役員会の承認を経てこれを表彰することができる。

### 第20条 会則の改正

1、会則の改正は総会の議決を経てこれを行う。

### 会則改正等経過

昭和46年4月1日	制 定
昭和55年4月1日	一部改正
平成 2年4月15日	一部改正
平成 3年5月12日	一部改正
平成 7年5月14日	一部改正
平成23年5月15日	一部改正
平成24年4月22日	一部改正